

- 河合一也委員長 それでは、皆さん、御苦労さまです。
ただいまから市民福祉常任委員会を開会いたします。
これより議案の審査を行います。
本委員会に付託されました案件は、全部で2件であります。
審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 河合一也委員長 御異議なしと認めます。
よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。
それでは、議案審査に入ります。
まず、議第59号「令和5年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。
それでは、議第59号に対する質疑に入ります。
質疑、意見のある委員は御発言願います。
- 四之宮慎一委員 初歩的な質疑になってしまうかもしれないですけど、この補正予算が9月定例会の初日に議案として上がらなかった理由は何かあるのでしょうか。教えてください。
- 杉山広晃地域包括ケア推進課長 9月定例会の初日に提案できなかった理由ですが、社会保険診療報酬支払基金から、令和4年度地域支援事業支援交付金確定通知書として、8月31日付で確定通知がありまして、そこからの対応となったため、初日に間に合わず、追加補正での対応となりました。
以上でございます。
- 四之宮慎一委員 この返還金の期限はいつになりますか。
- 杉山広晃地域包括ケア推進課長 10月13日金曜日でございます。
- 河合一也委員長 ほかにありますか。
- 井出哲哉委員 先ほども説明いただきましたけど、例年相殺しているというところで、今回、相殺できないほど返還の額が多くなっている理由を教えてください。
- 杉山広晃地域包括ケア推進課長 まず、新型コロナウイルス感染症が大きく影響してござい

ます。予算額は、令和2年度に策定した、ほほえみプラン21、これは、令和3年度から今年度までの3か年の計画になります。この計画で設定した推計値が、ほほえみプランの124ページの（5）にございますけれども、これに合致するように編成していますが、令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、特に高齢者においては、社会活動や各種支援制度等の利用を控えてございました。

それに伴い、介護予防生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメント、これ、予防プランの作成になりますけれども、その利用が低調になりました。今でも外出を控えているとの高齢者の声を聞く中で、新型コロナウイルス感染症が社会に与える影響がこれ

ほどまでに深刻かつ長期間にわたるものとは、計画策定段階の令和2年度では予測できなかったことが要因として考えられます。

以上でございます。

○河合一也委員長 ほかに。

○深田ゆり子副委員長 今、相殺できない理由は、お聞きしたと思うんですけども、委員会での議案審査のときに、執行率、給付費、予防サービス費、そして、この地域支援事業費、審査しましたよね、ここで。

その時点で、特に地域支援事業費の執行率が低かったということが挙げられたと思うんですけども、今回、2,607万7,000円という金額が相殺できない理由、それほどまでに大きい金額なのかなということになると思うんですけど、ほかの事業費で流用できるということもあると思うんですけども、そういうことも含めた相殺というのはできなかったのかどうかということをお聞きしたい。

それから、先ほど、確定となった日付が8月31日ということは、既に前回の委員会審査のときには、このことは分かっていたはずなんですよね。

ですけども、最終日まで伸ばした理由、その委員会の始まる前には、こういうことがあったので相殺しますとか、補正予算を9月の委員会のために提出していただければ一緒に審議できたんですよね。

だけど、間に合わなかった理由というのはやっぱりあるんですか。定例会の最中だったので、とてもこっちまで手が回らなかったとか。

○河合一也委員長 2点、どちらからでも結構ですが。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 流用等で対応できなかったかということだと思うんですけども、この7款1項2目の科目ですけども、これは介護特会において款をまたぐ流用が認められていないというものがございまして、その関係で対応ができなかったものでございます。

以上です。

○河合一也委員長 もう一点は。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 納期が10月13日になっているんですけども、返還する方法が2つございまして、先ほど部長のほうの説明にもありましてとおり、今年の10期から12期にいただけるお金がありまして、その額をオーバーしてしまいました。2,400万円ぐらいなんですけれども、返せる金額の幅としては、だけど、今回、2,600万円ということで、返還額をオーバーしてございまして、その方法は、通常11月補正で毎年やっているんですけども、それで、国とか県とか合わせて補正をしております。

しかし、納付書による10月13日の支払いということでなりましたので、今回、11月のほうではちょっと間に合わないものですから、この追加補正の対応とさせていただきます。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 納付日が10月13日だと、だけど、確定通知されたのが8月31日ですよ。

だから、8月31日で、9月1日から9月定例会が始まって、9月の半ばぐらいに委員会審査があったので、委員会の審査の議案質疑が終わった後、追加の補正予算を提出す

る場合もありますし、今回みたいに最終日に出す場合もあるんですけども、私としたら、8月31日に分かっていたら、委員会が始まる前に追加の補正というのはできなかつたのかなというふうに思うんです。

そうしたら、どのぐらい増えたのか、予定よりも少なかったかというのがこの関係でも分かると思うんですけども、できなかったんですよね、理由を。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 間に合わなかった理由ですけども、先ほど、8期から10期と申し上げましたが、訂正で、6期から8期、6、7、8期のトータルで返すんですけども、その部分をまず差し引いて相殺、二千六百何がしという金額から2,400万円を引いて、200万円弱が戻ってくるので相殺できないかということで支払基金のほうに問合せをしたんですけど、それはできないということをお願いしたので、今回の補正で増額して、それで10月13日の納付書による返還ということに至っております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 そういう問合せとか、手順に時間がかかったという意味ですね。分かりました。

○河合一也委員長 ほかにどうでしょう。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第59号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第59号は、可決すべきものと決しました。

次に、議第60号「訴えの提起について」を議題といたします。

それでは、議第60号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○吉田昇一委員 調停をやったということで、調停員が間に入って双方の交渉関係ということで、結論として、これを9月4日に調停して、それで不成立で終了ということになったと思いますが、この経緯はどういうことなのか分かりますか。

○小野田 豊障害福祉課長 まず、調停は、裁判官及び調停員2名で構成する調停委員会が双方の考えを個別に聞き取り、相手側に伝え、合意点を図るといった形で行われ、当事者同士がテーブルに着くことはありませんでした。

不成立に至った経緯でございます。

調停は非公開のため、詳細は控えさせていただきますが、相手方自身の提示した見積り額について譲歩する意思がなく、本市としても相手方の見積り額での合意には応じられないことから、調停委員会として調停の継続が困難と判断し、不成立として終了したものでございます。

以上でございます。

○吉田昇一委員 その辺は分かりましたけど、これで訴訟を提起するという事になったんですけども、一般的には、事故の被害者のほうが提起関係を行うと思うんですが、本市が事故を起こしたと、焼津市の態度というのは、どういう訴訟になってくるんでしょうか。分かりますかね。

○岩ヶ谷佳史総務課長 吉田委員がおっしゃったように、通常は、被害者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を起こすのが一般的なんですけれども、相手方の訴訟を提起しない限り、加害者である市としては、市の当然、債務が発生しますので、債務が確定しないということになります。

そうしますと、当事者間の紛争が続いてしまうことになりますので、市の債務額を速やかに確定させることで今回の紛争の終結的な解決を図ろうとする事になる訴訟という事になります。

以上でございます。

○河合一也委員長 ほかは。

○深田ゆり子副委員長 この3の請求指針の確保による(1)と(2)について、まず、裁判、訴えを起こした場合に、市が提出する証拠とか、資料というのは裁判所に提出するんですか。13万6,000円を超えていないという、存在することを確認するという事ですけど、その証拠になるものは、市のほうは提出するんですか。

○中島健太総務課法規文書担当係長 当然、議決いただいた後、訴状を提出いたしますので、市の主張を根拠づける証拠については提出するという事になりますが、具体的な、こういったものを出すかというところは今後の対応になりますので、差し控えさせていただきますと思います。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

相手側も提出するという事はあるんですか。

○中島健太総務課法規文書担当係長 相手方の対応になりますので詳細は分かりかねますけれども、一般論としては、当然御自身がこれまで主張されてきた金額、具体的に申しますと41万300円を根拠づける資料等を提出されてくるということが考えられるところでありまして。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 調停で、不成立となって、今度、裁判をやって、この裁判で、もし市の側が認められた場合に、相手側がそれについての結果が納得しないと、また上告するという場合は、また同じように継続してやるということになるんですか。

○中島健太総務課法規文書担当係長 当然、市としては、市が提示する見積り額を超える債務はないというふうに考えておきまして、この訴訟を提起するわけですけども、客観的な証拠等に基づいて、裁判官がそれ以上の債務が存在すると判断するという事でも、理論上は想定はされます。

その場合には、市の債務が、うちが思っている額を超えて存在するという事になりますので、一部相手方の主張が認められるという可能性もあるわけなんですけれども、判決が出た後、その内容を精査して、場合によっては市のほうから、あるいは相手方から地方裁判所へ控訴ということが考えられます。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 請求趣旨の中で訴訟費用は被告の負担とするということが位置づけられておりますけれども、これは当事者とも納得されているということでよろしいですか。

○中島健太総務課法規文書担当係長 これは、通常訴えを提起する側が決まり文句として書くものでございまして、原告側が勝訴した場合には、一定の訴訟手続の費用を、訴えられた、敗訴した側が負担するということになります。

この具体的な中身というのは、ちょっと私も法律家じゃないので分かりかねるところはあるんですけども、一般論としては、例えば相手方が自分が雇った弁護士さんに払う報酬ですとか、あるいは裁判所に納める手数料といった類いのことを指しております。以上です。

○河合一也委員長 ほかにはないようですので、これで質疑、意見を打ち切ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第60号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、議第60号は、可決すべきものと決しました。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

閉会(10:53)